



保育料 (利用者負担) はいくらになるの

新制度の対象となる認定こども園、幼稚園、保育所と、現行制度のままの幼稚園では、保育料の考え方が異なります。

新制度における保育料の考え方

- ・保護者の方の所得などに応じて、教育・保育に要する費用の一部を、保育料として負担していただけます。
- ・また、保育料は、今後、国が定める基準を上限に北九州市が定めます。
- ・詳細は市にお尋ねください。

現行制度のままの幼稚園の場合

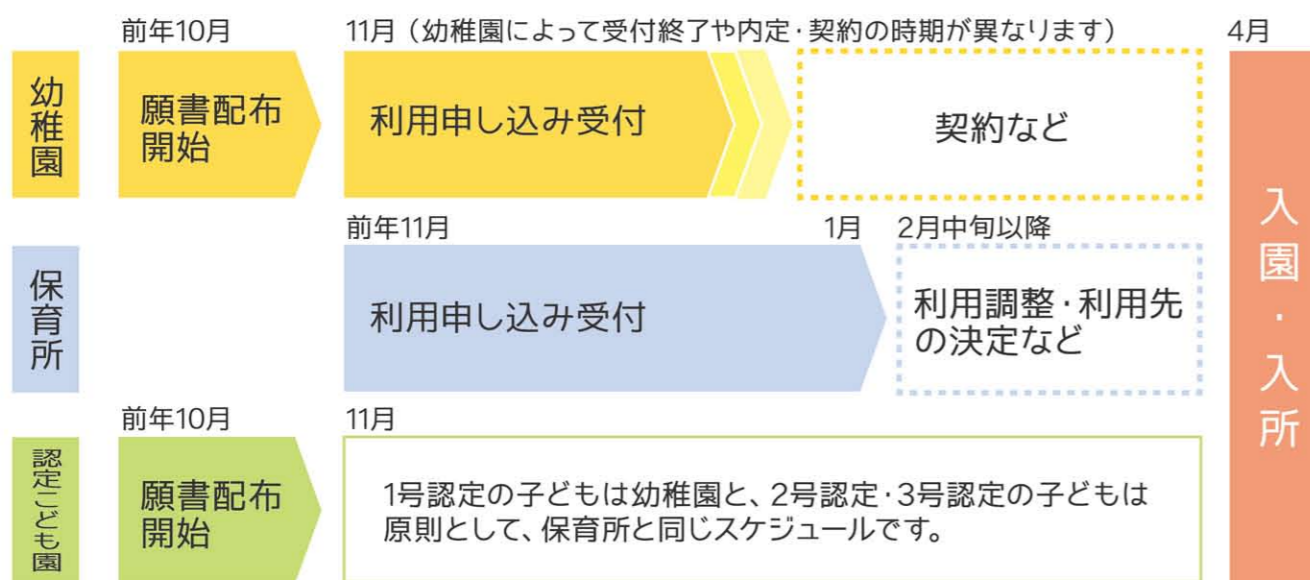
- ・幼稚園の事業者が、保護者の方の所得に関わらず一律の保育料を定めます。
- ・保護者の方は、所得に応じ、就園奨励費補助の対象となります。
- ・詳細は各幼稚園にお尋ねください。



利用申し込みの時期は

施設によって入園・入所申し込みや決定の時期が異なりますので、ご注意ください。(手続きの流れは5～8ページをご覧ください)

4月からの利用の場合



・年度途中で幼稚園または認定こども園の入園を希望される場合は、それぞれの施設にお問い合わせください。
・保育所は、随時入所申し込みを受け付けています。お住まいの区の区役所にお問い合わせください。



新制度 Q&A



Q 新制度では、幼稚園や保育所への入園手続きはどうなりますか？
従来の申し込み方法から変更はありますか？

A 新制度での手続きについては、これまでの制度と手続きの時期や流れが大幅に変わるわけではありません。ただし、幼稚園を希望する子どもの保護者も含め3つの区分による認定を受けることや、認定を受けた場合は認定証が交付されることなど、従来の手続きとは異なる点があります。このパンフレットの5～8ページをご覧ください。



Q 小規模保育の利用を考えていますが、
子どもが3歳になったらどうすればよいのですか？



A 0～2歳児を対象とする小規模保育や家庭的保育には、卒園後の通い先を確保するため、「連携施設」(認定こども園や幼稚園、保育所)を設定することとしています。地域の実情を踏まえ、連携施設に優先的な利用枠を設けることなどにより、卒園後に引き続き保育を希望される場合の円滑な利用を図っていきます。



Q 新制度になると現在の幼稚園や保育所は、
なくなってしまうのですか？

A 現在の幼稚園・保育所は、必ず認定こども園になるわけではありません。幼稚園・保育所が、どのように運営していくかを決めることになっています。新制度のもとで、それぞれの幼稚園・保育所がどのように運営されるかについては、市または各施設などにお尋ねください。



Q 新制度に移行する幼稚園と現行制度のままの幼稚園では、
違いがあるのですか？



A 手続き方法などに違いがありますが、どちらの幼稚園も、国が定めた教育要領に基づき、幼児期の教育を行う施設です。利用の手続きは、このパンフレットの5ページ上、保育料は9ページ上をご覧ください。



Q 現在、子どもが幼稚園や保育所に通っている場合、
何か手続きが必要になりますか？

A 新制度に移行する幼稚園や保育所などを、引き続き平成27年4月以降も利用する場合は、「利用のための認定」が必要となります。具体的な手続きについては、現在通っている幼稚園や保育所などを通じてお知らせします。



※新制度の内容については [北九州市 子ども・子育て支援新制度](#)

検索

